川崎市立川崎病院輸血療法委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院輸血療法委員会(以下「委員会」という)の設置、運営等に関して、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 川崎市立川崎病院院長(以下「院長」という)の諮問機関としての役割を担って、川崎市立川崎病院の輸血関連業務及び血液製剤副作用対策について必要な事項の検討を行うため、委員会を設置する。

(所掌事務等)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる所掌事務等を行う。
 - (1) 輸血関連業務に関すること。
 - (2) 輸血の副作用等に関すること。
 - (3) 院長からの諮問事項に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること

(組織の構成等)

- 第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員(以下「委員長等」という)を もって組織する。
 - 2 委員長及び副委員長は、病院長が川崎市立川崎病院三役会(以下「三役会」という。)に諮って任命する。
 - 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 委員は、各診療科部(科)長及び課(科)長が推薦した者を、院長が三

役会に諮った任命する。

6 書記は、委員の中から、委員長が委員会に諮って決定する。

(委員長等の任期)

- 第5条 委員長等の任期は、任命された日から1年間とする。ただし、後任の 委員長が任命されるまでの間は、引き続き委員長等として職務を遂行する。
 - 2 補欠の委員長等の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員長等の再任は、妨げない。

(委員会)

- 第6条 委員会は、原則として年6回委員長がこれを招集し、その議長となる。 。ただし、委員長が必要と認めた場合は、随時招集することができる。
 - 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の総意をもって決するものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会に置いて必要があると認められるときは、関係者の出席を求め 、その意見又は説明を求めることができる。

(部会等の設置)

- 第8条 委員会には、必要事項を調査検討等するため、部会等を設置することができる。
 - 2 部会等の構成員は、委員の中から委員長が指名する。
 - 3 部会等は必要に応じて委員長が招集する。
 - 4 委員長は、部会等で調査検討した事項は、委員会に報告する。
 - 5 部会等において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は 説明を求めることができる。委員会に置いて必要があると認められるときは 、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(院長からの指示等)

第9条 委員長は、院長からの諮問事項等についての調査審議結果を院長に報告し、その指示等を仰ぐものとする。

(三役会での承認等)

第10条 委員長は、委員会での調査審議結果を三役会に報告し、その承認を得るものとする。

(庶務)

第11条 三役会の庶務は庶務課において処理する。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が 定める。

附則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。